

第Ⅲ編 河川

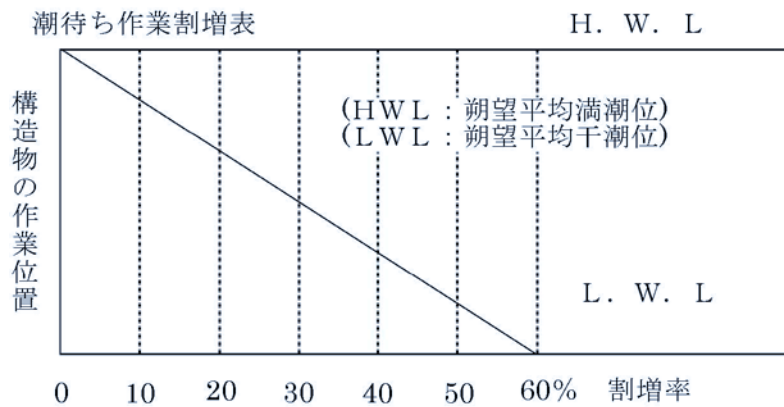
第1章 河川海岸

1. 潮待ち作業における補正について

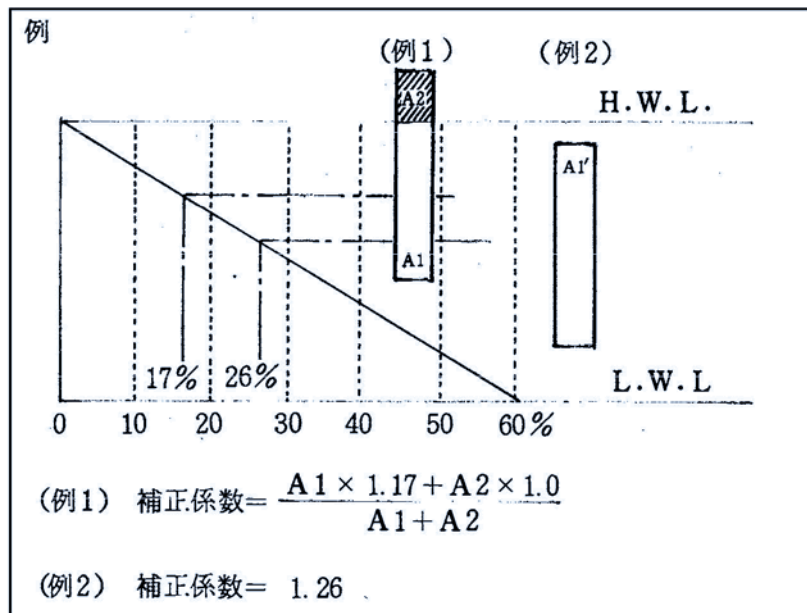
(1) 適用範囲

河川工事で工事箇所が朔望平均満潮位以下の箇所であり、潮待ち時における作業能率が低下する場合は労務歩掛を補正するものとし下記を標準とする。

但し、別途積上げ出来るものについてはこの限りでない。



(注) 構造物の作業位置がLWLからHWLにまたがる場合は、構造物の重心位置を算定し、割増率を決定する。



第2章 河川維持工

第2章-⑫ かごマット工

土木工事標準積算基準書第Ⅲ編第2章12)かごマット工による

第IV編 道路

第5章 トンネル工

1. トンネル工事にあたっては「ずい道工事等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」（以下ガイドラインとする）に基づき粉塵対策を施すものとする。当初設計において「ずい道等建設工事における換気技術指針」により必要設備を見込むものとし、条件明示を行い現場条件による変更があった場合は設計変更で対応する。

なお、粉塵対策設備（エアカーテン、建設機械走行に伴う体積粉塵の拡散防止等）については、当初設計にて対策内容を把握できない場合が多く設計変更で対策費用を計上するものとする。

なお、条件明示の記載内容は以下を参考とする。

現場説明書追加事項記載例

- (1) 換気方式、排気量については送風式で〇〇〇〇m³/分の換気量を計上しているが、現地条件等により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- (2) 掘削工及び支保工作業にあたり〇〇〇m³/分（△△式）の集塵機を計上しているが、現地条件等により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
※「△△式」には「電気式」もしくは「フィルター式」を記入する。
- (3) 掘削工及び支保工作業にあたり、粉塵対策設備が必要となった場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- (4) 吹付コンクリート作業において粉塵抑制剤等が必要となった場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- (5) 掘削工及び支保工作業にあたり、電動ファン付き粉塵用呼吸用防護具等の有効な呼吸用防護具を計上している。

第7章 橋梁上部工

1. 沓据付工

吊り上げクレーンが複数となる場合、全体の沓の個数により所要日数を算定し沓の数にて按分する。

2. 沓座モルタル

(1) モルタル材数量

ゴム支承及び鋼製支承のグラウト材（モルタル）は設計図に明示することを原則とする。

(2) 材料単価

支承据付の沓座モルタル無収縮モルタルとしてプレミックスタイプのものを使用する。積算は基準書第IV編第7章9) P C橋架設工の支承工の支承モルタルによる。

3. 落橋防止装置・支承

各橋梁形式における、落橋防止装置及び支承の施工歩掛は下表のとおりとする。

橋梁形式	区分	適用歩掛工種				
		落橋防止装置 (PC 鋼棒・ケーブル)	支承設置			
			鋼製支承	ゴム支承		無収縮モルタル (材料費)
タイプ A	タイプ B					
・鋼橋		鋼橋架設工	鋼橋架設工	鋼橋架設工		P C 橋架設工
・プレキャスト桁 ・ボーステンションT(I)桁 ・プレテンション桁		P C 橋架設工	—	P C 橋架設工		
・ボーステンション場所打箱桁 (片持架設)	ボーステンション場所打	P C 橋架設工	P C 橋片持架設工		P C 橋架設工	
・ボーステンション場所打箱桁 (固定支保)	箱桁橋工	鋼橋架設工	P C 橋架設工	ボーステンション場所 打ホースラグ橋工		
・ボーステンション場所打ホースラグ ・RC場所打ホースラグ	ホースラグ橋工					

第7章一① 鋼橋製作工

1. 鋼橋の輸送

(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」1)鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。

(2) 運搬距離については、架橋位置に最も近い工場からの距離で積算すること。

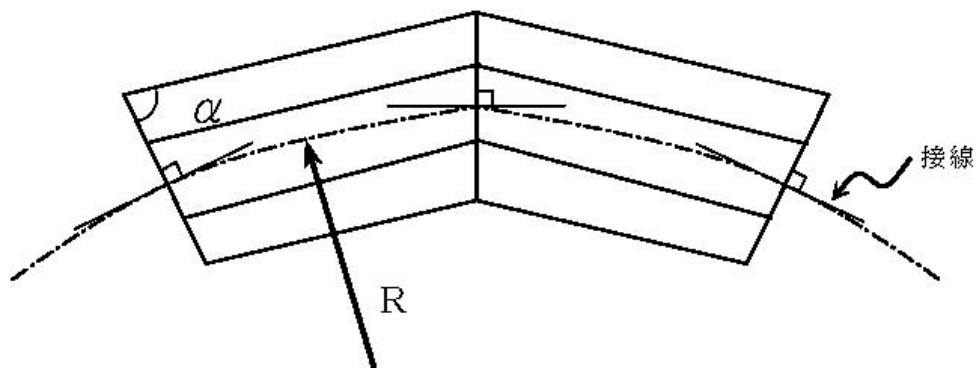
(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。

(4) 広島県内の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表のとおりとする。

会社名	工場名	住所	主要地点（道路上）	工場からの距離(km)
日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向東町 14755番地	尾道市向東町 (2号 尾崎交差点)	4.0
三菱重工鉄構エンジニアリング(株)	広島製作所 江波工場	広島市中区江波沖町 5番1号	広島市舟入本町 (2号 舟入本町交差点)	3.4

2. 製作工数の補正について

曲線区間において橋脚は同心円方向（道路中心線に直角）で主桁は支点間を直線とした場合（下図）は、斜橋による工数の補正「 $75^\circ \leq \alpha$ （斜角） $< 90^\circ$ 」を適用する。



第7章一② 橋梁塗装工

1. 鋼橋塗装の施工管理施工管理について

(1) 塗替の場合は標準使用量で契約（特記仕様書に塗布量を明記する）し、塗料の使用量を検収する。

(2) 塗装工積算区分

職種	工種	
	種別	細別
橋梁塗装工	橋梁等	鋼橋、横断歩道橋、側道橋、簡易組立橋梁、河川管理橋等（高欄、橋脚等を含む）
	水門扉類	水門、用排水樋門扉管門扉等
	鉄塔類	無線塔等
	機械設備類	ポンプ設備（除塵機、スクーン等を含む） ダム工事用仮設備、ダム用管理設備 トンネル換気設備
塗 装 工	防護柵類	ガードレール、ガードパイプ、ガードフェンス等
	附属物類	道路標識（オーバーヘッド、オーバーハング、F型、単柱、情報板）
	上屋類	河川標識、照明灯等
	その他	電線ケーブル等の引込柱等 地下道上屋、自転車置場、管理施設の建屋等 橋梁塗装工の区分以外のもの

第7章一③⑨ 鋼橋架設工、PC架設工

1. 鋼橋・PC橋のトラッククレーン架設機種選定

同一工事内に橋梁型式や作業半径等の機種設定条件が異なる橋梁のトラッククレーン選定は各連単位に吊上げる部材の最大部材重量、作業半径等を考慮して選定する。

選定した機種が2種類以上となる場合は運搬費を考慮して最終的機種の選定を行うものとする。

2. ベント設備組立解体クレーン

ベントの単体長さ（ $L = 6 \text{ m}$ ）重量（ $W = 6 \text{ m} \times 185 \text{ kg/m} = 1.11 \div 1.0 \text{ t}$ ）と仮定し作業半径ベント高さ等のチェックは必ず行うこと。

第7章一⑤ 鋼橋床版工

地覆部の型枠については、型枠工にて積算するものとする。

第7章－⑩ 伸縮装置工

積雪地用あるいはグレーダ対策を施したタイプの伸縮装置であっても、重量区分等が合致すれば適用する。

第7章－⑪ 橋梁排水管設置工

1. 排水柵、取付金具の製品価格の取扱について

排水柵、取付金具等は、原則として設置・取付工事に計上するものとする。（鋼橋においては、床版工事にて計上するが橋体付ピースについては、鋼橋にて取付けるものとする。）

2. 排水柵、取付金具の設置歩掛について

排水柵については橋梁附属施設設置工による。

取付金具については、排水管設置歩掛の内に含まれるものとする。

3. 配水管（塩ビ管）の設置歩掛について

フレキシブルジョイント、伸縮管等を含めた流芯延長を算出しその延長について、橋梁排水管歩掛を適用する。

4. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時に発注する場合は、排水管設置については、排水管設置の歩掛を適用する。

第7章－⑫ 橋台・橋脚工（構造物単位）

設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算

・コンクリート

基準書第Ⅱ編第4章1)コンクリート工による

・型枠

基準書第Ⅱ編第4章2)型枠工による

・その他

その他必要に応じ基準書により積上げる

第VI編 複合及び市場単価

2章 市場単価

1. 加算率（施工規模）について、変更時に数量の増減・工種の追加等により加算率が変わる場合は、加算率を変更するものとする。
2. 市場単価の積算については、積算基準書によること。
3. 市場単価の工程算出については、基準書第I編第12章2)市場単価の1日当り標準施工量により算出するものとする。
4. 市場単価の工種で、数量算出を行う必要がないものであっても、必要に応じ詳細な図面（材質、規格、仕様等を記載）を作成すること。
5. 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、市場単価の中で補正を設定しているため、労務費の調整係数は1.0とする。
なお、1日の作業時間を制限する場合においても、同様の扱いとする。
6. 各工種の運用
 - (1) 区画線工
 - 1) 区画線消去作業は、溶融式、ペイント式、供用区間、未供用区間の区分がなく、いずれの場合についてもこの市場単価を適用できる。なお、コンクリート舗装の上に施工された区画線及び道路標示の消去の場合は適用できない。
 - 2) 仮区画線で長期的な仮設、警察協議等により溶融式、ペイント式自走を施工する場合は市場単価を適用する。なお、粘着テープ、手作業によるペイント塗布、ローラー塗布による仮区画線は、共通仮設費率分に含まれるものとする。
 - 3) 溶融式の加算率（施工規模）については、一工事の溶融式（供用区間・未使用区間）の合計数量で判定する。ペイント式についても同様に考える。
 - 4) 区画線消去に伴う削りかすの処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理するものとする。なお処分に要する費用は、市場単価に含んでいるが、産業廃棄物税については含まれていないので、別途考慮すること。
 - (2) 高視認性区画線工
 - 1) リブ式溶融式の加算率（施工規模）については、一工事のリブ式溶融式（供用区間・未供用区間）の合計数量により判定する。リブ式二液反応式、非リブ式（溶融式）、貼付式についても同様に考える。
 - 2) 区画線消去に伴う削りかすの処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理するものとする。なお処分に要する費用は、市場単価に含んでいるが、産業廃棄物税については含まれていないので、別途考慮すること。

(3) インターロッキングブロック工

- 1) 一般的構造断面で施工する場合に部分的にあるハンドホールや蓋部の施工についても市場単価が適用できる。また、この場合ブロックを薄いもので施工することとなるが、使用するブロックは一般部の厚さで計上すること（数量を区分する必要はない）なお、キャブの蓋部に連続して設置または撤去する場合は市場単価が適用出来ない。

(4) -1 防護柵設置工（ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵）

- 1) 事故後の撤去及び更新については、基準書第IV編第3章26)防護柵復旧工により積算を行うものとする。
- 2) 各防護柵の土中建込は、建込方法（機械建込・人力建込）を問わず適用出来る。

(4) -2 防護柵設置工（落石防護柵、落石防止網）

- 1) 落石防護柵について
 - ・排土口（除石開閉口）の有無にかかわらず市場単価が適用出来る。なお、排土口部の支柱設置は、端末支柱に類似した支柱構造であれば、端末支柱設置が適用出来る。但し、排土口部の支柱構造をこれ以外に指定する場合は、支柱構造により別途積み上げ計上すること。
- 2) 落石防止網について
 - ・落石防止網の撤去は市場単価では適用出来ないので、別途特別調査等により積算する。

(5) 法面工《モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、繊維ネット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工、枠内吹付工（モルタル・コンクリート・植生基材吹付工）、吹付枠工》

- 1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工で水抜パイプ、土砂流出防止網及び目地材の有無によらず適用出来、その材料費を計上する必要はない。
- 2) 客土等吹付材料、種子散布工の種子は、気候、風土等により適する材料が異なるので採用にあたっては十分注意すること。なお、市場単価が適用できる種子は表2.6「主体種子」に限定されるため、これ以外の種子を主体に使用する場合は別途考慮すること。

3) モルタル吹付工

- ① モルタル吹付工の配合は、セメント1：砂4を標準とする。
- ② モルタル吹付工の吹付厚さ

モルタル吹付は、土圧などの外力に抵抗できるものではないが、法面全体が均質でなく、気象による変化もあるので、クラック防止等のためにラスを挿入することを原則とする。

設計上からの吹付最小厚さは、

ラスの腐蝕防止のためのかぶり	30mm
地山との離れ	30mm
ラス自体の厚さ（重ね等を含む）	10mm
計	70mm

となる。しかし、吹付前の法面には必ず凹凸があり、この面に順応した等厚の吹付面を作ることは不可能で部分的に厚さにバラツキが生じる。このバラツキを考慮した施工上の吹付厚さは、 $70\text{mm} \div (1 - 0.3) = 100\text{mm}$ となる。

0.3：変動係数

以上のように法面保護として設計上必要な最小厚さは70mm となるが施工上のバラツキを考慮すれば吹付厚さは100mm 必要である。

故に、モルタル吹付厚は平均100mm とし、吹付最小厚さは70mm とする。

なお、現地法面の凹凸の度合いが大きく、この値を守ることが出来ないと判断される場合は、二次法面整形等と比較検討のうえ決定する。

4) 吹付砕工

① 吹付材料の配合

市場単価では、コンクリート・モルタルの区分及び配合の仕様は問わず適用出来るが、現地の施工にあたっては、モルタル吹付を標準とする。

5) 植生シート工における環境品（「循環型」及び「分解（腐食）型」）の主な製品は下表のとおり。

植生シート（肥料袋無・環境品）

タイプ	製品名
循環型	ハリシバモック、張りウッド
分解（腐食）型	ペパール

(6) 橋梁塗装工

1) 工場塗装工については、基準書第IV編第7章2)橋梁塗装工（工場塗装及び塗装前処理）により積算するものとする。

2) 橋梁塗替塗装の素地調整で発生するケレンかすの処分については、廃棄物処理及び清掃に関する法律により適正に処理するものとする。なお、処分に要する費用は、市場単価に含んでいる。

また、残塗料及び空缶等の処分に要する費用は共通仮設費（準備費）に含まれる。

(7) 橋梁付属物工（橋梁用伸縮継手装置設置工、橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工）

1) 橋梁用伸縮継手装置設置工における新設の市場単価は先付工法を問わず適用出来るが、選択した工法により、発生する廃材の運搬及び処分費を計上すること。

(8) 薄層カラー舗装工

1) 加算率（施工規模）については、一工事の各区分（工種）ごとの数量により判定する。

(9) 道路標識設置工

1) 加算率（施工規模）については一工事の各区分（工種）ごとの数量により判定する。

2) 表2. 9路側式標識柱・基礎撤去（単柱式・複柱式）は、基礎の撤去を含んでいるので、基礎の撤去が必要ない場合は、下記により積算すること。

なお、加算率・補正係数は、基礎を含むものと同様の扱いとする。

区分		規格・仕様	単位
路側式	単柱式(基礎なし)	柱径 φ 60.5 φ 76.3	基
	複柱式(基礎なし)	φ 89.1 φ 101.6	基

注) 支柱の切断費を含む。

3) 単柱等の取付金具について（市場単価・標識板設置）路線番号・警戒標識等の取付金具は一般的にU型バンド、M型バンドの二種類である。U型は単柱とか複柱の取付金具であり、M型は一本の支柱の両面板を取り付ける場合に使用するものとする。

U型バンド

標識 1 枚当りの組数は下記による。

φ 76.3 以下・・・・・・・・・・ 2 組

φ 89.1 (2 倍以上)・・・・・・ 3 組

φ 89.1 (1.6 倍以下)・・・・・・ 2 組

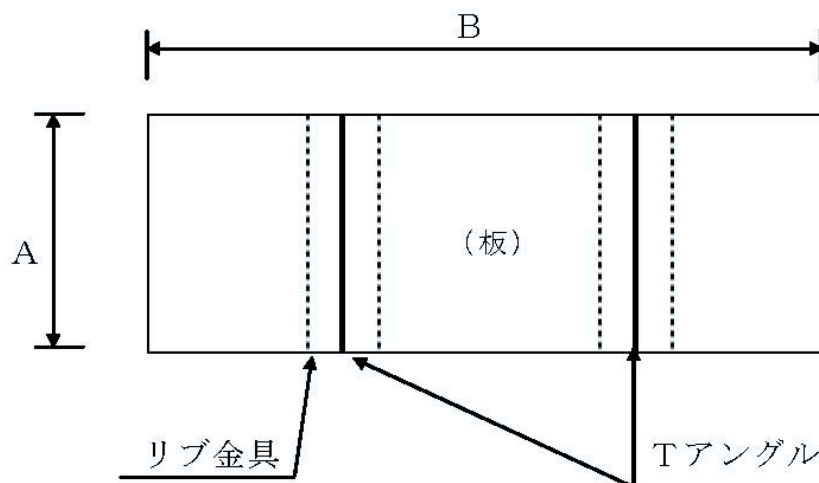
4) 案内標識の取付金具の数量について

案内標識の取付金具の数量は、以下により算出してよいものとする。

① アルミ T アングル・・・・単価 × A × 2

② リブ金具・・・・・・・・・・単価 × (A / 0.3) + 1) × 4

※ A / 0.3 は少数切り捨ての整数止めとする。



5) 取付金具の単価について

補助案内板や既製品標識板を計上する場合の取付金具の材料単価は物価資料等によること。

(10) 道路付属物設置工

1) 加算率(施工規模)については、一工事の各区分(工種)毎の数量により判定する。

(11) 軟弱地盤処理工《サンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工》

1) サンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工に使用する砂の種類は「道路土工—軟弱地盤対策工指針」による。

(12) 鉄筋挿入工(ロックボルト工)

1) 加算率(施工規模)については、一工事の現場条件 I ~ III それぞれの施工数量で判定する。

その他の留意事項

1. 大型ゴム支承（材料費）における管理費区分及び運搬費について

橋梁に使用する大型ゴム支承（免震、水平力分散）の材料費における管理費区分及び運搬費の考え方は下記のとおりとする。

橋種区分	管理費区分	運搬費の考え方
鋼橋	一般管理費のみ対象	
P C 橋 ビーム橋	全て管理費の対象	現場着
P C 橋片持	全て管理費の対象	現場着
ポ°ステン場所打ホ°ースラブ ポ°ステン場所打箱桁 R C 場所打	全て管理費の対象	現場着

2. コンクリートブロック積（張）工

本歩掛の適用範囲は、土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第 2 章 3) コンクリートブロック積（張）工による。

3. 場所打擁壁工（構造物単位）

擁壁工の基礎は、原則として砕石基礎とするが、地下水位が高く基礎地盤が軟弱な場合、河川工事及び岩着基礎の場合等均しコンクリートが施工上好ましい場合は均しコンクリート基礎とする。この場合の基礎厚は、原則として 1 0 cm とする。

ブロック積工の基礎は、コンクリートとする。コンクリート基礎の基礎材は、原則として 1 0 cm とする。

4. 排水構造物工

(1) U 型側溝

1) U 型側溝の使用区分

土木工事設計標準図の使用区分にも規定しているとおり、原則としてプレキャスト U 型側溝を使用するものとする。次の場合にかぎり、現場打 U 型側溝を使用してもよい。

- i) 民地側が水田等で道路高と地盤高に差がありプレキャスト U 型側溝が不適当な場合
- ii) 水路縦断勾配と道路計画勾配が異なり、プレキャスト U 型側溝が不適当な場合
- iii) 維持修繕工事等小規模な工事で、既設水路との取合せによりプレキャスト U 型側溝が不適当な場合

(2) U L 側溝床版型枠

幅 50 cm 未満の水路等に床版を設置する時、床版底の型枠として支保工の使用が不適当な場合は、積算基準書により、埋設鋼板型枠（現場打側溝蓋用）を使用するものとする。

なお、鋼板型枠は J I S G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板（波板）とする。

(3) 管渠工

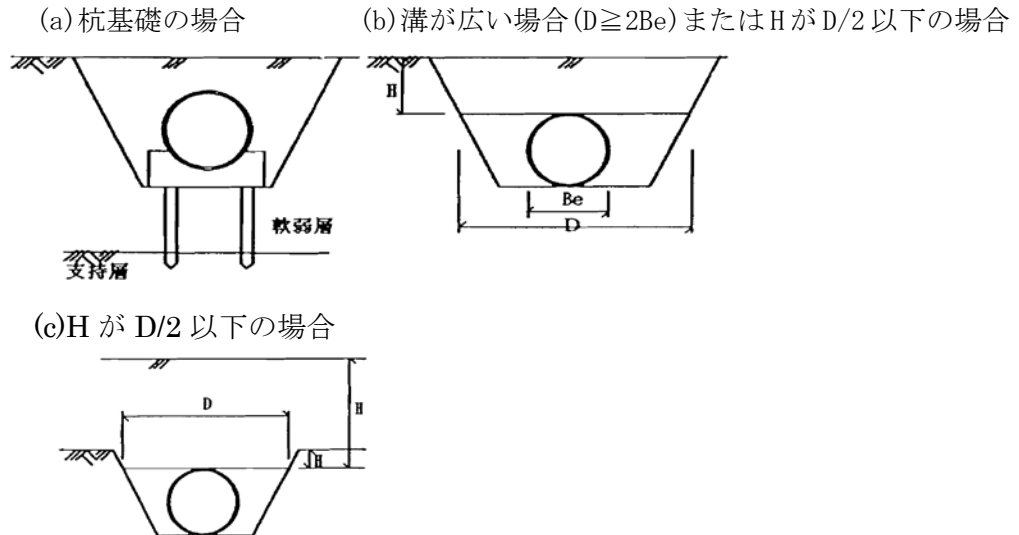
1) 仮排水工

- i) 原則としてポリエチレン管を使用する。損料率は、0.20 とする。
- ii) 据付歩掛は、基準書を参照

2) パイプカルバートの注意事項

管渠工に使用するコンクリート及び型枠の種別は、コンクリート断面積が 1 m^2 以下のとき小型構造物、 1 m^2 を超えるときは無筋構造物とする。

基礎選定において、埋設形式が突出型と溝型に区分されているが下記の場合は、突出型とする。



プレロードを行い長期間放置した盛土を掘削し管を設置する場合は、溝型と考える。

5. コンクリート工

(1) 塩化物総量規制に伴う試験費

塩分測定試験費は、共通仮設費（率分）に含まれている。

塩分測定対象コンクリート

鉄筋コンクリート、セメントコンクリート舗装、用心鉄筋のある無筋コンクリート。

注 適用外

- i) トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）
- ii) 舗装コンクリート（鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く）
- iii) 消波、根固めブロック
- iv) 吹付コンクリート（NATMも含む）
- v) 小型構造物
- vi) 差し筋を使用した無筋構造物
- vii) 乾燥収縮、クリープ、温度変化などのクラック防止のための鉄筋を使用した無筋構造物
- viii) 安全標識類の基礎

(2) コンクリートの夜間割増しについて

コンクリートの施工が夜間になる場合には、夜間割増しが必要となるので、技術管理課と協議して、適切な単価を計上すること。

(3) 鉄筋工

1) 鉄筋の定尺長

鉄筋の定尺長は、10mを標準とするが、下部工・場所打杭及び床版等数量のまとまったものは12mとしてよい。

2) 鉄筋の材質

原則として、鉄筋の材質はSD345を標準とする。

6. 仮設工

(1) 仮設の変更

仮設方法については、適切に施工条件明示を行うこととし、指定仮設以外は原則として変更しない。ただし、工法の変更又は第三者、その他の関係機関等から条件が付されやむを得ないと判断されるものは変更できるものとする。

(2) 覆工板の修理費及び損耗費

覆工板を転用する場合は、修理費及び損耗費の転用補正を行うが、日々の作業を行うため設置場所を変更せず設置撤去（開閉）する場合は、補正対象としない。

7. 締切排水工

(1) 水替

1) 水替日数の算定

水替日数は、工程表より積み上げて算出すること。

2) 小構造物（横断パイプ、側溝、法尻構造物）は必要に応じて下記の歩掛を標準とし、直接工事費に計上する。

表1 水替日数

種 別		水替日数	
管 渠	現 道	0.1	日/m
	バイパス	0.07	〃
側溝、法尻構造物		0.05	〃

水替1日当たり歩掛

名称	規格	単位	数量	適 要
ガソリン		1	8.8	1.1 1/h×8h
特殊作業員		人	0.16	
潜水ポンプ	径 50mm 1.5KW	日	1	
発動発電機	ガソリンエンジン 2KVA	〃	1	
塩化ビニールホース	φ 50mm	m	2	10m×0.2 損耗率3ヶ月未満
諸雑費		式	1	
計				

上記の歩掛を適用する条件は特に締切工を要しない程度の小規模のもの、又は締切工を要しても小規模でポンプの移設替えがおおむね10日位で行なわれる程度のものとする。

8. 透水性アスファルト舗装工（歩道）

(1) フィルター層

- ①歩掛は基準書による。
- ②材料は、再生砂とし、0.074mmふるい通過率6%以下とする。

(2) 路盤工

- ①歩掛は基準書による。
- ②路盤材料には、RC-30を使用すること。

(3) 舗装工

歩掛は基準書による。

(4) 適用範囲

市街化区域内における歩道部のアスファルト舗装は、原則として透水性舗装とする。

9. コンクリート舗装工

(1) 歩道コンクリート舗装の瀝青材散布

1) 適用範囲

本歩掛は、歩道コンクリート舗装において、瀝青材の散布が諸雑費率等で計上されていない場合で、エンジンプレヤーで散布する場合に用いるものとする。

2) 施工歩掛

・ 散布機械

区分	機 械	散布能力
瀝青材散布	エンジンプレヤー	25 l/min

・ 散布能力

瀝青材散布作業の時間当り標準散布量は、次表のとおりとする

機 種	時間当り散布量	摘 要
エンジンプレヤー (手押し式 散布能力25l/min)	390 l/h	歩道
	700 l/h	上記以外

注) エンジンプレヤーの運転時間は6h/日とする。

・ 散布労力

機 種	職 種	労 力
エンジンプレヤー	特殊作業員	2人/日
	普通作業員	1人/日

注) 瀝青材の飛散防止が必要な場合は、普通作業員2人を上表に加算する。

(3) 切込碎石（クラッシャーラン）の最大粒径について

路盤厚 12cm未満 30mm 12cm以上 40mm

(4) 粒度調整碎石の最大粒径について

路盤厚 12cm未満 30mm 12cm以上 40mm

10. 道路付属施設

(1) 点字タイル設置歩掛

(10枚あたり)

点字タイル	単位	普通作業員	摘要
	人	0.44	別途接着剤計上

注) 規格・寸法 点字タイル(塩ビ樹脂) 300×300×7

(2) 道路反射鏡設置歩掛

名称	単位	建柱(10基当り)		鏡面取付(10枚当り)	
		1面	2面	1面	2面
世話役	人	0.8	1.4	1.2	3.2
普通作業員	人	1.6	2.9	2.4	6.7
諸雑費	式	1.0			

11. 架設支保工

- (1) 支保工耐力 (kN/m^2 (t/m^2)) は平均コンクリート厚(d)により算出する。
なお、ボックス桁等の変断面となる場合も同様である。
- (2) 基礎用鋼材設置・撤去歩掛は、くさび結合支保工に適用する。

12. 歩道橋架設工

- (1) 架設工の高力ボルト必要数の計上に当たっては、工場製作時現場架設時いずれか一回とし、重複計上を注意する。
足場工費の算定式には、足場設備の損料を含む。
- (2) 歩道橋及び側道橋(H形鋼橋梁を除く)の輸送にあたっては、基準書「第7章橋梁上部工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。

13. その他

- (1) 別途製作する標識柱(F型、WF型、オーバーヘッド式)の場合の扱いは、鋼橋、門扉等工事原価の取扱いに準じて、共通仮設費、現場管理費の対象としない。
(基準書参照)
- (2) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費の積算は、PC桁も同様の扱いとする。
(基準書参照)
- (3) 桁等購入費の門扉とは、水門のゲート(特注品で別途製作するもの)をいう。
- (4) 間接工事費及び一般管理費の設計変更について
旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。